

6 番 通告 5 番、6 番議員伊藤奈穂子です。

通告に従いまして、1 切れ目のない子育て支援について、2 町民に親しまれる公園の整備についてを質問いたします。

まず、大きな一項目目。本町では平成28年度から助産師による定例の育児相談事業を開始しており、専門職との連携の下、妊娠期からの切れ目のない支援が実施され、産後ケアの体制は確実に整ってきております。

この体制をさらに充実させるための施策として、2 点お伺いいたします。

一つ目として、産後うつや虐待を防ぐには、出産後 1 カ月以内の時期に産婦健診をすることが効果があると言われております。そこで、産婦全員が健診を受けられるよう、健診費用の助成をすることについてのお考えをお伺いいたします。

二つ目といたしまして、現在、任意となっている新生児の聴覚スクリーニング検査についてお伺いいたします。厚生労働省、感覚器障害戦略研究の聴覚障害児の療育等により、言語能力等の発達を確保する手法の研究によると、新生児の聴覚スクリーニング検査をすることで早期の療育につながることで、早期の療育等により言語の発達にいい影響を及ぼすという研究結果が報告されております。また、先天性の難聴児は、現在マススクリーニングが行われている先天性疾患より高い割合で発見されることから、全ての新生児が受けるべき検査と考えますが、見解をお伺いいたします。

大きな二項目目といたしまして、おいきらめきプラン第3次実施計画には、「子どもから高齢者まで幅広く利用できる新たな公園整備を推進する」とあります。これまで町は、地域や町民と協力をして公園管理を推進してまいりました。一方で、公園に関する声は多く聞きます。そこで、町民に親しまれる公園にするための取り組みについてお伺いいたします。

1、酒匂川沿い散策路、せせらぎづくり事業の効果についてお伺いいたします。

二つ目といたしまして、おらが地域の公園事業について、今後の取り組みについてお伺いいたします。

三つ目といたしまして、既存の公園において、植栽のあり方についてお伺いいたします。

以上、登壇しての質問といたします。

議長 答弁願います。

町

長 通告5番、伊藤奈穂子議員の切れ目のない子育て支援について、そこで二点頂戴し、二点目の町民に親しまれる公園整備についてにも、小さな項目で三点頂戴しているわけでございます。

平成28年10月の報道にありましたとおり、国が平成29年度の予算に「産婦健康診査事業」として、産後2週間、産後1カ月の計二回の産婦健康診査にかかる費用の公費助成を行うとしております。この事業は、既存の補助事業である母子保健医療対策等総合支援事業にある産後ケア事業と合わせて実施することで、必要なサービスを提供できる体制が確保できると考えております。

国が公表している資料を見ますと、実施主体は市町村でございまして、負担割合は国が2分の1、市町村が2分の1となっております。また、将来ははしごを外されるのかなとそんな思いでございます。

そんな中で事業実施の要件が三つありまして、一つ目は、産婦健康診査において母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること、二つ目は、産婦健康診査結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告される体制を整備すること、三つ目は、産婦健康診査結果、支援が必要とされる産婦に産後ケア事業を実施することとなっております。事業の詳細である実施要綱等が国から示されておらず、詳細についてはまだ状況が把握できていないというようなところでございました。

本町では、今年度から産前・産後サポート事業として、既存の「赤ちゃん健康相談」事業において、月二回のうち一回については助産師による母乳相談を開始いたしました。これは、保健師や栄養士では対応できない相談、例えば乳腺の開通を促すマッサージ方法など、タイムリーに対応できるように事業内容を変更し、産前・産後サポート事業として母子への支援を実施しております。

今回、新規事業として産婦健康診査の助成事業が国の予算に計上されましたが、この事業を実施するに当たりましては、足柄上郡医師会や小田原医師会の御協力が必要であり、健康診査内容について近隣市町並びに医師会と調整する必要があると考えております。

また、事業実施の要件である産後ケア事業については、県立足柄上病院が本年1月から開始しております。その事業内容は、生後3カ月以内の赤ちゃんとお母さんを対象として、日帰りと宿泊の二つのメニューにより産後の疲労回復や育児不安を解消するものとなっております。

町といたしましては、県立足柄上病院の産後ケア事業の利用状況等を確認するとともに、その産後ケア事業との連携を視野に入れ、産婦健康

診査の費用助成について検討していきたいという考えでございます。

次に、二点目の新生児の聴覚スクリーニング検査は任意となっているが、全ての新生児が受けるべき検査と考えるが、との御質問でございます。聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられていると言われていたことから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要とされております。これまで、検査費用については、平成12年度から都道府県・政令市が実施主体とした国庫補助事業でしたが、平成19年度からは一般財源化に合わせて、実施主体が市区町村となりました。検査の必要性を伝えるため、平成24年度からは母子健康手帳の必須記載事項の検査記録に新生児聴覚検査を記載し、任意記載事項様式の新生児、いわゆる生後約4週間までの赤ちゃんのページに、新生児聴覚検査についてが追加となっています。

新生児聴覚検査は、おおむね生後3日以内に初回検査を行い、要再検の場合はおおむね生後1週間以内に確認検査、さらに要再検になった場合は遅くとも生後3カ月ごろまでに精密検査を行う流れとなっております。この初回検査と確認検査は主に分娩取扱機関が行っており、分娩取扱機関において新生児聴覚検査を実施しない場合は、出生児が退院後可能な限り早期に検査を受診できるよう、検査機関との連携を図ることとなっております。早期に発見され適切な支援を行うためには、分娩取扱機関での検査実施が有効であり、重要であると考えております。

本町では、保健師または助産師が実施している新生児訪問において、新生児聴覚検査の実施について、母子健康手帳の必須記載事項の検査記録欄と母親からの聞き取りで確認しております。ちなみに、平成27年度は、出生児の65.7%が検査を実施していました。検査を受けていない場合は、新生児の保護者に対して検査の受診勧奨を行っています。今後は、新生児聴覚検査を受けられなかった子どもさんに対する対策について検討するとともに、引き続き受診勧奨をしていきたいと考えております。

また、本検査の公費負担については公費でやるについてはいろんな角度から深く考えていく必要があるんじゃないかなと思うわけでございます。状況等を見ますと、平成27年度に国が調査した結果を見ますと、県内全ての市町村が実施していないというような状況があるわけでございます。関東甲信越地区においても、公費負担を実施している市町村は8市町村となっておるわけでございまして、今後はこれが公費負担でございまして税の執行については慎重かつ、そして町民の皆さん方にどれ

だけ有効なのか、この辺のところを把握して考えていく必要があらうかと考えます。

大きな二点目に入るわけですが、町民に親しまれる公園整備の中の、酒匂川沿い散策路、せせらぎづくり事業ですが、このエリアは、広大な田園風景や富士箱根連山、丹沢山塊、酒匂川の松並木などのすぐれた眺望、豊かな自然といった地域資源にも恵まれた地域であり、町民の方々の憩いの場としての利用はもとより、町外からの方々にも来ていただけるよう各施設の整備や管理、そしてイベントの開催などを実施しておるところでございます。

この事業の対象施設には、ひょうたん池、菖蒲園、水辺の広場、さらには農作業の利便性向上と魅力ある水辺環境づくりを図るために再整備した農道や水路、そして松並木やこれらの施設をめぐるせせらぎ散策路コースなどがあるものでございます。

まずは菖蒲園は、栽培方法の改良などにより開花の状況の改善が進んでおるところでございます。今年度の開花時期の来場者は約2,000人となったものでございます。町外からの来場者も見られ、多くの町民の方からも花がよくなったなというような、よい評価を頂戴しておるものでございます。

また、水辺の広場では、平成27年度から土壌改良と蓮の植栽を行い、今年度は多くきれいな花が咲いたものでございますが、場所により開花状況の差が大きく、また町内においても知名度が低く来場者も少ない状況にあります。

再整備した水路では、夏には親子で釣りや魚とり網などで遊ぶ姿も見られ、酒匂川の堤防道路やエリア内の散策路コースでも、散策やサイクリングをされる方が毎日見受けられるところでございます。

イベントにおいては、これらの各施設やこのエリアの魅力を町内外にPRするため、平成26年度からウォーキングを中心とした事業を開催しております。

その一つの「せせらぎ自然観察ウォーキング・田んぼ体験」は、都会では難しい自然観察を取り入れたウォーキングや米づくりを体験していただくもので、親子連れなどの参加者から好評を得ておるところでございます。

また、平成27年度から開催した「せせらぎ自然体験ウォーキング」では、足柄観光ガイドの会の方々の案内による各施設等の散策を初め、地元農家の御協力による農業体験や、ひょうたん加工品展示場の見学を通して地域の方々との交流を図ったり、健康運動指導士によるウォーキン

グ指導も行いながら開催しておるものでございます。こちらも好評で、来年度は開催回数をふやしたいと考えております。

このような状況にあるわけでございますが、御質問の事業の効果にしましては、まだまだ来場者は少なく、より成果を高めるためには多くの課題に対応する必要があると考えております。

例えば、ひょうたん池では魅力を高めるための改良や、菖蒲園においては高齢者なども安心して見ることができる園路の改良も必要と思われますし、エリア内に点在する各施設の周遊を誘導する整備や事業の検討、各施設のPRや案内表示の充実、景観を損なう耕作放棄地の増加対策などがあります。特に町民に親しまれる公園という観点からは、各施設にベンチを設置したり転落防止柵の改良なども行ってまいらなければならないと考えるところでございます。そこに集われる方々がのんびりと過ごせる、また、安心して子どもを遊ばせられるような施設改良をさらに行っていく必要があると考えております。

2の2でございますが、この御質問では、現在おらが地域の公園づくり事業でございますが、現在町内では上大井駅前公園、金手児童公園、金子児童公園の3カ所をおらが地域の公園づくり事業の対象として各自治会と協定を結び、管理を行っております。

町の公園に関する要望が多様化する中、直近では金子児童公園について、地元である市場自治会の御協力をいただき、公園の管理及び芝生化を初めとした整備を行い、利用者の皆様には好評をいただいております。

今のところは、新たにおらが地域の公園づくり事業について具体的な相談はありません。自治会などから新たな要望等がございましたら、前向きに協議してまいりたいと考えておるところでございます。

しかしながら、地域の要望を取り込んで公園整備したにもかかわらず、10年15年たちますと、なぜあんな公園をとというような声が上がってくるわけでございますが、この辺のところはやはり10年15年で町でもまた新たに手をつけるということは非常に難しいんですが、地域等の合意形成がきちとなされたものというような判断の中で整備してきたわけでございますが、自治会長さんが変わられるとそんな声も聞かれるわけございまして、担当当局としては余りにも無謀だなというような捉え方をしておるところでございます。

なお、現在は、大井中央土地区画整理事業地内において「（仮称）大井中央公園」の整備計画を進めておりますもので、まずはこの公園をよりすばらしいものとするために、関係当局、今努力をしておるところでございます。

三点目の、既存の公園の植栽のあり方についての御質問でございます。

公園は、子どもたちの遊び場や地域の皆様が集う憩いの場として御利用いただいております、植栽はその景観を構成する重要な要素であると認識しております。

例えば、近隣との緩衝帯としての機能や、花が咲き木陰を生み出すなど、四季を感じ潤いの空間をつくり出す公共緑地としての役割もあわせて持つものでございました。

こうした中、公園に対する御意見の一つとして、植栽が目隠しとなってしまう、公園を利用している子どもたちの姿が外から見えない、公園内で危険なことが行われやすくなるという、いわゆる防犯上のお話もいただいております。

しかしながら、緑陰をつくれというような御意見もあります。片方の御意見を聞くと片方が立たずというようなところもあるわけでございます。

また、そのほかには、病虫害の発生、落ち葉やごみの飛散などにより、利用者や周辺住民の方などからいろいろと御意見を頂戴しているところでもあります。

このようなことから、町では日ごろの巡視に加え、公園内樹木管理を専門の業者に委託して、伸びた枝の剪定や生垣の刈り込み、病虫害駆除、清掃などを行うことにより、見通しや風通しのよいきれいな公園管理に心がけているつもりであります。

今後におきましても、町管理の公園につきましては、利用者や周辺にお住まいの方から寄せられる声に耳を傾け、より安全で安心して公園を利用いただけるよう、適正な維持管理に努めてまいろうとそんな考えであります。

いろいろ御意見を頂戴したいところでございますが、町としても鋭意努力してまいります。御理解を賜りたくお願いするところでございます。

議

長

再質問になります。

6

番

答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず、聴覚スクリーニングの検査について再質問をさせていただきます。

ただいま町長の御答弁の中に、平成24年からは母子手帳に検査の記録欄が設けてあり、検査の必要性和目的や重要性、さらに赤ちゃん訪問のときに検査を受診しているかしていないかという確認をしているという御答弁がございました。もう本当にうちの町は、そういう意味では切れ

目のない子育て支援というものが定着をしつつあるのかなというふうに本当に感じております。

先ほどの御答弁の中で、赤ちゃん訪問のときに受診勧奨をしているということでしたけれども、これは受診勧奨をしているだけで、その後受けたか受けていないかっていう確認っていうんですかね。その後のその子の検査の結果というのは把握をされているのか。

それともう一つ、口頭で受診勧奨をしているのか、チラシとかを用いて受診勧奨をしているのかというこの二点、お伺いしたいと思います。

子育て健康課長 この聴覚の確認は新生児訪問で行っておりまして、口頭でやっていない方には勧奨をさせていただきます。

それと、あともう一点は。

6 番 チラシを配布しているのか。

子育て健康課長 チラシ等は配布してございませんが、その後の確認というものに関しましては、1歳児健診、そのタイミングで、また改めて確認しておる状況でございます。

以上です。

6 番 口頭での受診勧奨ということでした。やはり口頭でもまあいいとは思いますが。しかしながら、やはりチラシで目で見ても耳で聞いて受診勧奨していくのが一番いいのかなというふうにも思います。

こちらの事業に関しては、国のほうも推進をしている事業でございまして、県のほうもいたしましても国がそういう推進をしているところですので、県のほうも今後いろいろな意味では推進してくるのではないかなというふうにも思いますので、今後そのあたりのところを動向を重視していただいてしっかりと受診勧奨していただきたいなというふうにも思います。

1歳児健診のときに、最終的にもう一度確認をするということでしたけれども、これですね。まず、1歳になってしまいますと、新生児のときになぜこの検査をするかというのを先ほども御答弁の中にも少しございましたけれども、日本産婦人科医会の資料の中に、新生児聴覚スクリーニング検査で発見されて、その後早期療育を受けた6歳の子どもが、重度の難聴でしたけれども、まあこれはただし知的障害でない場合ということですが、健常児と同じぐらいの言語力を獲得できたという報告もあるんですね。ですので、やはり一日も早く本当に1歳児健診のところまで待たずに受診勧奨をしていただいて、やっぱり早目の検査をしていただくのがいいのかなというふうにも思いますがいかがでしょうか。

子育て健康課長 先ほど1歳のタイミングとお答えいたしましたが、すいません、誤りでございまして、1歳6カ月にちょっと訂正させていただきます。それが法的な健診のタイミングでございますので、そのタイミングでやってございます。

1歳6カ月のタイミングで、そこでもまた改めて子どもの検査内容を記載してございますので、その確認をしている状況でございます。この辺、県のほうもこの分娩取扱機関に関して、この検査の勧奨をやってございます。25年度においては、88%の分娩取扱機関がもう実施しているというような状況でありまして、残された機関は個別の、例えば小さい個人病院での産科だとかそういったところで分娩しているような状況でございますので、1歳6カ月の健診まで期間があいてしまうというふうな状況でございますが、そのような実情もあります。既に受けている人も多いという状況なので、現状のスタイルでまた勧奨していければと思っております。

以上です。

6 番 受診勧奨していただいていることは、本当に私もうれしいことでございます。

ただ、その63%ということは、38%の方は受けていないという結果になるのかなと思います。それが大井町に当てはまるかはちょっとあれですけれども、全体的に言うと38%の方は未受診だということになるのかなと思います。

受診をしない理由というのは、聞いていらっしゃるのでしょうか。

子育て健康課長 その理由については、詳しくちょっと把握してございませんが、その辺も含めて、当然1歳6カ月健診の際にまた勧奨していければと思います。

以上です。

6 番 わかりました。この新生児のスクリーニング検査を受けられる環境というのも今御答弁いただいたように、大体環境的には整ってきているのかなというふうにも感じております。

しかしながら、何%、一割強の方々がやっぱり受けていないという事実があるということは、これは一つにはやはり自己負担っていう部分があるのかなというふうにも思います。先ほど医師会との連携ということで、しっかり連携をとって検討するという御答弁はいただいたんですけれども、もし全額補助というわけではなくて、助成ということではなくても、大体約5,000円ぐらいの検査だというふうに伺っております。もし本当に経済的な理由があって受けられないというそういう理由がもしあ

るのであれば、そういう方が少しでもあるのであれば、その一部でも助成して検査を受けやすくすることが大事であるのかなというふうにも思うんですけどもいかがでしょうか。

子育て健康課長 医師会との調整というのは前段での御質問での御回答で、産婦健診での御回答だったと思います。

それで、この新生児の聴覚検査、近隣の県立病院で確認したところ、実費が9,500円程度。まあ1万円弱というような数字を確認してございます。

やはり、先ほど町長の答弁もございましたとおり公費を使うという話であるようですので、持続可能であり、急に中止というような話もできませんので、その辺は慎重にまた県内の状況も踏まえて検討していければと思っています。

以上です。

6 番 それでは、よい方向に進むことを期待したいと思います。

この聴覚のスクリーニング検査を受けて、その結果が再検査とか、ちょっと異常があるよというような、支援が必要だなというふうに判断された場合に、これは本当にすぐにでも耳鼻科や療育につなげるという仕組みが必要になってくると思います。もちろんそういう仕組みは整っているであろうと思われるんですけども、まず難聴というふうになった場合、その難聴の度合いによっては支援が変わってくるのかなというふうにも思われます。

特に、中度とか軽度と判断された場合には、補聴器を購入するということが必要になってくるのではないかと思います。この補聴器というのは、私も以前に御相談をいただいたことがございました。聴覚というのはなかなか補助の対象になっていない場合が多くて、ですけども、子どものときにこの中度と軽度というふうに診断された場合、早いうちに補聴器を使ってコミュニケーションがとれるようになれば、先ほども申し上げましたが健常者と同じような言語能力を身につけることができるというそういう結果が出ておりますので、この補聴器の補助というところに関することをお伺いしたいのですけれども、この補聴器の補助に対してお考えをお伺いいたします。

介護福祉課長 議員御指摘の往々のことにつきましては、軽度、中度の対象者に関してということで御理解してよろしいでしょうか。

6 番 はい。

介護福祉課長 神奈川県の方で、29年度よりいわゆる軽度、中度の難聴のお子様に対して、新たな補助事業を始めるということで伺ってございまして、町

におきましても県の御要望を受けて29年度から対応できるような形をとりたいと思っています。

基本的には、具体的に29年度の中で新たな項目を設けて予算立てしていませんので、ちょっと予算の中はちょっと見えにくい部分があると思いますけれども、通常の日常生活用具費の支給費のこちらの項目の中で、そういう該当の方がいらっしゃるようであれば、そのところに対応するように体制をとりたいと思っています。

恐らく、私どもの町の人口規模でありますとお一人出るかどうかというような感覚がございますので、そういった形の中でそういうものが出てくれば、対応をしていきたいと考えております。

以上です。

- 6 番 県のほうの事業の新規事業ということで、今御答弁をいただきました。本当に中度と軽度の難聴の方、特に子どもさんに本当に光が当たってくれば、早いうちに皆と同じように遊んだり話したりすることができるなというふうに感じます。希望が持てる事業だなというふうに思いました。

それでは次に、産婦の健康診査について再質問をさせていただきます。

今御答弁いただきまして、切れ目ない支援として産後ケアの一つとして、この産婦健康診断という国のほうの事業が今回新しく報告されているというような御答弁でございました。

この中で、やはりここで健診を受けて、例えばやっぱり虐待の可能性があるとネグレクトの可能性があるとかという、医療的な判断がもしおりてしまった、本当に不安を持つお母さん、支援が必要だなというお母さんがいられた場合、産後ケアというのが一番大事になってくるのかなというふうに思います。

以前私がこの質問の場で、産後2週間から6週間ぐらいの間に家事支援をするという方法がありますということを提案させていただいたんですけども、これはまた上病院のほうで産後ケアということでデイケアのようなものであったり、ショートステイですね。一泊二日とかそういうのを事業として始めていただいたというのは、私も新聞の記事を読んで存じ上げておりました。もう本当に、上病院にはありがたいなという思いでいっぱいです。

上病院さんは上病院さんのほうで、このような産後ケアをやっていたくというのは本当にありがたいことだと思うんですけども、お母様方にとってはさまざまな角度からの、いろんなところからの支援があって選ぶということですよ。選択ができるということがあっていいのか

なというふうにも思いましたので、一つ御紹介させていただきたいのは、産後のママをサポートする産後ドゥーラというのがあるんですね。

これは経験豊かな出産経験のある女性のことです。ちょっと助産師とは異なるんですけれども、経験が豊かな方ですので子育てに関してもそうですし、母親の心のケアだったりとか、あと日常生活的な家事支援だったりとかっていうのを一時間とか二時間の単位で訪問して来てくださる方のことを言うんです。神奈川県には何人もまだいられないんですけれども、大井町においてもぜひともこのドゥーラというのを、御存じであらうかとは思いますが研究していただいて、こんなことを言ったら本当に申しわけないです。ちょっと金額がやっぱり保険適用外なので、やっぱりかなりかかるわけですね。ですので、少しでも利用しやすいという意味でこのドゥーラというのを紹介させていただいたんですが、国立小児病院名誉委員長の東京大学名誉教授でもある小林先生は、このドゥーラの存在っていうのがお母さんにとってもよい影響を与えるというふうにもおっしゃっていますので、このドゥーラということについての認識というか御見解をお聞きしたいと思います。

子育て健康課長 議員御提案のドゥーラという制度につきましては、また家事手伝いだとかそういうようなこともやってくれるというようなお話でありますので、その辺も参考にして子育て支援をまだまだ推進していければと思っています。

以上です。

6 番 わかりました。

それでは、次の公園について質問させていただきます。

まず、せせらぎ散策路のせせらぎ事業についてお伺いいたします。

先ほど、ウォーキングとか、ひょうたん池だったり、今後ベンチを設置するように考えているとかという答弁をいただきました。

まず、私がちょっと思うのは、今ホームページのほうにもこのせせらぎ散策路ということで、ウォーキングの地図が載っているんです。この地図を見たことによって、どれだけの方がこの散策路をウォーキングされているのかというのは、ちょっと何とも私も今申し上げられないんですが、ウォーキングが目的ではなくて、菖蒲園とか水辺の広場の蓮の花だけを見に来るっていうお客さんもいられるのではないかなというふうに感じました。

今、菖蒲園と水辺の広場というのは、ちょっとつながっていないように思うんですね。ウォーキングではなくて、そこだけお花も、蓮の花もすごくきれいでした。私も見に行きました。菖蒲園もとてもきれいに咲

いていました。散策路がつながっていることによって、お花だけを見に来るような人もふえるのではないかなというふうに考えたのですが、いかがでしょうか。

地域振興課長 今、例にございました水辺の広場、それから菖蒲園ということで、花が咲いているところの施設ということでの限定でございすけれども、そのほかにもいろいろ施設はありまして、ただ、やはりその二つだけじゃなく点々としているということで、やっぱりその広いエリアの中でポツンポツンとあるというふうなことが非常に所管としても気になっているところでございます。

ということで、全体としてやはり周遊できるようなルートっていいですか、誘導するような何らかの整備、施設、ちょっとした何か工夫とか、そういったことはやりたいなというふうにこちらでも感じているところでございます。

特に菖蒲園、水辺の広場。特に花が咲くということでございますので、その辺はかなり力を入れたいなというふうには思っております。

以上です。

6 番 本当に、お花見ると心も和みますし、とてもいいことなのかなというふうにも思います。

そこで、一つ提案をさせていただきたいのですが、先日もちょっと視察に行かせていただきました、この菖蒲園にトイレがないということです。トイレをやはり設置したほうがいいのではないかなというふうに感じます。

それは、菖蒲園に関してはボランティアさんだったりシルバーさんだったり花が咲くまでの整備をされたりしていられて、シルバーさんの中にはやっぱり女性もいられるわけですね。やはり私は女性の立場として、トイレってすごく大事だなって思うんです。トイレがないことによって、やっぱり病気になってもらってもこまってしまうし、やはり観光のあるところにはトイレがあったほうがいいのではないかなというふうにも思うのですが、いかがでしょうか。

地域振興課長 今、菖蒲園という話でございまして、特に花の施設でございすので、限定的な来場者が一時期に集中してしまうというふうなこともございまして、今までそういったトイレの設置ということに関しては、余り積極的な検討はしてこないのは事実でございました。

それで、実はことしになりまして都内の大学のほうから話がございまして、新年度から地方創生を学び、研究する部署ができるというところがございまして、それで結局どういうことかと申しますと、各地域にお

ける地域支援を生かしながら地域活性化を研究する部署ができるということだそうでございます。

それで、県を通して、大井町のほうで特にこのせせらぎエリアでそういった学ぶ場のフィールドとして利用させてくれないかという話がございます。一番初めに目をつけてきたのがひょうたん池ということで、一点を集中して話が来たのですけれども、せせらぎのエリアの中には菖蒲園、水辺の広場、そのほかにもいろいろあるということで、全体として研究の対象にしてくれないかという提案を逆提案しているところでございますが、そういった中でこのエリアが、御質問は地域の公園ということではございますけれども、町の活性化につながるようなそういった逆にいい提案をいただけるかもしれないというふうな話が今現在ございまして、まだ本決まりではないんですけれどもいい方向で話が進んでおりますので、そういった中で先ほど質問がありましたように、誘導するようなコースとか、今言われるようなトイレの設置とか、そういったものも含めて、全体として大学と町と一緒に考えていければなというふうに考えているところでございます。

以上です。

- 6 番 今とても希望が持てるような御答弁をいただきまして、今後に期待したいと思います。

トイレのことは、ちょっともう一言申し上げたいと思って。済みません。実は、今回の予算の中で、金子児童公園のほうにトイレ設置という予算が組まれているんですけれども、あそこもそうですけれども、相模金子駅公園もやはりお子様連れのお母さんがよく御利用されているんじゃないかなと思うんです。最近では御高齢の方もいられるようなんですけれども、そうなったときに子どもはトイレに入れますけれども、お母さんはトイレに入れないんです。狭かったりすると。なので、そういうちょっと広がっているような、できれば金手児童公園にあるようなトイレ、それぐらいの大きさのものと、ベビーカーも入れられるし、できれば本当はおむつがえできるようなそういうのがあればいいのかな。そこまではあれですけど、やはりお子様連れで公園に遊びに来た人たちが安心して長い時間遊んでいられるということも必要なのではないかなと思うので、この相模金子駅公園。特に相模金子駅公園は声が大きくて、鍵が壊れているとか、そういう怖くて入れないっていう声もよく聞くんですね。なので、これは計画的に今後改修をしていくべきではないかなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

生活環境課長 相模金子の駅前公園。そこが公園としてはかなり古い公園になりましたが、議員おっしゃるとおりトイレ自体の使用も古いちょっと形かなという感じは私も受けてはおります。金子児童公園のほうにトイレを設置しますが、今につきましては、やはりバリアフリーの関係でみんなのトイレというところもありますので、今後につきましては、そのような形を必ず考えていかなければいけないという認識は持っております。

ただ、そのこのところをいつできるかということになりますと、やはりもう少しその状況を見た中で、しかるべきときにやっていかなきゃいけないという、そういう認識を持ったままやっていきたい。鍵が壊れていたりとか、そういうときにはぜひうちの課にお申しつけください。うちのほうでも、すぐに向かうようにいたしますので。よろしくお願いいたします。

6 番 ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

最後に、ちょっとまた一つ提案になってしまいますが、おらが公園になるのかちょっとわかりませんが、自治会との連携も必要であると思うんですけれども、大井町を含め、この県西地域は未病を改善するというそういう視点から、やっぱり健康寿命を延ばすということがやっぱり大切であるし、毎日少しずつ自分のペースで体の柔軟性をアップさせるとか運動するとかっていうのは必要だと思います。

公園にストレッチ遊具っていうのがあると思うんですけれども、腹筋をやったりぶら下がったりするだけの、そういう遊具なんです。なので、高齢者の方でも使えるような、無理はしてはいけないんですけれども、そういう遊具があるというのを私が提案したいんですね。こういうストレッチ遊具というのを設置することに関して、お考えをお伺いいたします。

生活環境課長 そうですね。今いろいろな公園の中で、そういう健康遊具というような呼ばれ方、それは、高齢の方でも使えるような遊具というものがやはりで設置されております。

今回はどこにという今お話ではなかったのですが、この大井中央公園の中で、ワーキングの中ではやはりそういう御意見をいただいております。そういうものをどういった形で配置していこうとか、そういうところも含めまして、まずは大井中央公園の中では検討していきたいというふうに考えております。

また、そういうところで好評を得ていくということであれば、またもう少しそのエリアを広げるとかいうところも今後の検討課題というところで考えていきたいと思います。

以上です。

議

長

以上で、6 番議員伊藤奈穂子君の一般質問を終わります。